

「集中改革プラン（仮称）」の策定について

1 趣 旨

「行財政構造改革プログラム」は、18年度までに実現することを目標としていましたが、職員定数の削減や外郭団体の統廃合等、主な取組項目については、前倒しで17年度中に目標に到達する見込みです。

本県では、平成16年に年間の出生数が死亡数を下回る人口の自然減に転じ、本格的な少子高齢化時代を迎えており、厳しい財政状況が続く中、引き続き行財政改革に取り組むことが必要です。

また、国においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を17年3月に策定し、その中で各地方公共団体において「集中改革プラン」を17年度中に策定・公表するよう求めています。

こうした状況を踏まえ、本県においても、新たに「集中改革プラン（仮称）」を策定し、行財政改革を積極的に推進します。

2 「集中改革プラン（仮称）」に盛り込む内容

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託等の推進
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 給与の適正化
- ⑤ 市町村への権限移譲
- ⑥ 出先機関の見直し
- ⑦ 外郭団体等の見直し
- ⑧ 経費節減等の財政効果 等